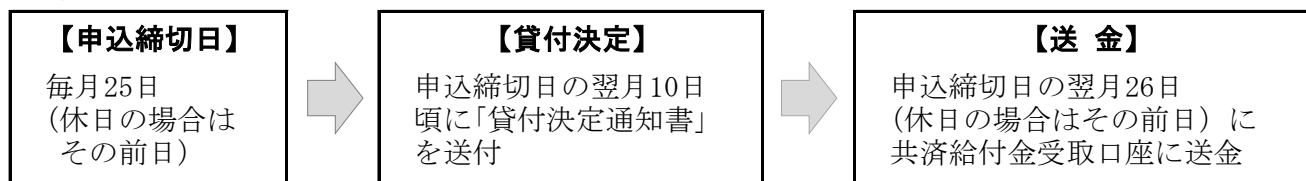


16 資金が必要なとき

《 共済組合 》

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- ・提出書類については、P64～66を御覧ください。
- ・申込締切日は、月によって変わることもありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- ・一般、教育、結婚、葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認められますが、申込期限は、支払日から概ね1月以内です。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸 付 事 由	貸付限度額	償還回数
一般 (※1)	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費・借金返済のための借入れは不可	200万円 (※2)	120回以内
特別	再任用組合員等 (※3) が臨時に資金を必要とする場合	給料月額×3/10 × 残任期月数 (最高限度額 200万円)	残任期月数 以内 (※4)
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修 (以下「新築等」という。) をするため資金を必要とする場合	次のA、Bのうちいずれか高い額 (最高限度額 1,800万円) A: 給料月額に組合員期間に応じた数 (※5) を乗じて得た額 B: 仮定退職手当額 (※6)	360回以内
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	住宅貸付の貸付限度額の2倍に相当する額 (最高限度額 1,900万円)	360回以内
介護構造部分に係る貸付	組合員が要介護者に配慮した構造 (※7) を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 (幼稚部を除く。) 、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円 (※2) ただし、貸付日からおおむね 1年以内に必要とする授業料・入学金、その他諸経費の範囲内	250回以内
災害	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円 (※2)	120回以内
医療	組合員、被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母 (配偶者の父母を含む。) が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円 (※2)	110回以内

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
結婚	組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
葬祭	組合員が被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
高額医療	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除
出産	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	出産費等相当額	出産費等支給時に一括して控除

※1 一般貸付けにおける借換えは、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日まで行うことができません。

（借換貸付については、P55「（6）借換貸付」参照）

※2 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けは、これらの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、当該額を超える貸付けを行うことはできません。

※3 再任用組合員等
暫定再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付職員及びこれらに準じる者

※4 貸付月の翌月から任期が終了するまでの間における月数が120月を超えるとき、または任期の定めのないときは、120月以内とします。

※5 組合員期間に対応する数

組合員期間	数
6月以上 3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上10年未満	25
10年以上20年未満	35
20年以上	45

※6 仮定退職手当額 = 給料月額 × 退職手当支給率 + 調整額
退職手当支給率 … 「退職手当支給率一覧表」（P68）の「自己都合」の率参照

※7 「要介護者に配慮した構造」とは次のア、イに掲げる基準例によるものとします。

ア 介護対応構造

- ・段差の解消
- ・手すりの設置又は設置可能な下地補強
- ・車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
- ・洋式で広いトイレ
- ・入浴しやすい浴槽

イ 介護機器の設置

- ・ホームエレベーター
- ・天井走行リフト
- ・階段昇降機

(3) 貸付利率等

貸付利率は、基準利率（退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち利子を求めるための率で、地方公務員共済組合連合会定款で定める利率）を基に定められます。

令和7年4月1日現在の適用利率等は次のとおりです。

貸 付 種 別	A 利 率	B 保険料充当 金率（*）	C 実質利率 （A + B）
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年 1.26%	年 0.06%	年 1.32%
住宅災害・災害貸付け	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%
高額医療・出産貸付け	無利息		

平成19年3月までの貸付けは、Aの利率のみが適用されます。

* 保険料充当金

民間金融機関における「保険料」に相当します。

公立学校共済組合では、借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、万
一の場合に備え、貸付保険を導入していますが、近年、借受人の破産や民事再生等を原因とし
た貸付保険事故（貸倒れ）の増加に伴い、保険料が急増し、貸付事業の運営を圧迫しています。

この状況を受け、受益者負担の観点から、平成19年4月以降の貸付け（借換えを含む。）から
保険料の一部を借受人負担としています。

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付け（高額医療貸付け及び出産
貸付けを除く。）を行うことができません。

ア 貸付申込みの日の属する月の末日までの引き続く組合員期間が6月未満のとき（他の共済組
合の期間も含む。）

イ 償還を受けることが困難であると認められる者として貸付規則で定める者に該当するとき

(ア) 現に給与の差押えを受けている者

(イ) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

(ウ) 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

(エ) 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過してい
ない者

(オ) 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経
過していない者

(カ) 次のいずれかに該当した場合であって、定期償還を続けることができると支部長が判断したこと
により定期償還を続けている者

・ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

・ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けについて住宅の新築等に確実性がないと認められたとき

・ 貸付規程又は貸付規則に違反したとき

(キ) 支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者（現に債務整理を弁護士等に委任している者。）

ウ 未成年者である組合員（*）が、法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権
者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することがで
きないとき（未成年者が婚姻している場合を除く。）

* 令和4年4月1日以降、18歳以上の者については、成年年齢に達するため、法定代理人の同意
は不要です。

(5) 貸付金額の単位

ア 高額医療・出産貸付け以外の貸付金の額は、10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

（教育貸付けで、民間金融機関等の教育ローンからの借換えの場合は、1円単位。）

イ 高額医療・出産貸付けの貸付金の額は、千円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

(6) 借換貸付

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金
を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借換え」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加え
て算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて、貸付
限度額の範囲内で、貸付金額を決定します。

なお、借換えによって消滅した旧貸付金は、全額繰上償還とみなします。

2 償還について

(1) 定期償還

ア 毎月償還

貸付月の翌月から、毎月、給料からの控除をもって、元利均等額で償還します。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、借受人が希望する回数を設定することができます。

毎月の償還額は、共済組合貸付金の他の種別の償還額を含めて、**給料月額**の3/10以内です。

イ ボーナス併用償還

貸付金が 100万円以上で、借受人が希望する場合、毎月償還と併せて、6月と12月の期末勤奨手当からの控除をもって、元利均等額で償還します。

ボーナス償還に充てる額は、**貸付金の1/2以内で、50万円単位**です。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、**毎月償還の償還回数の1/6以内**の希望する回数を設定することができます。

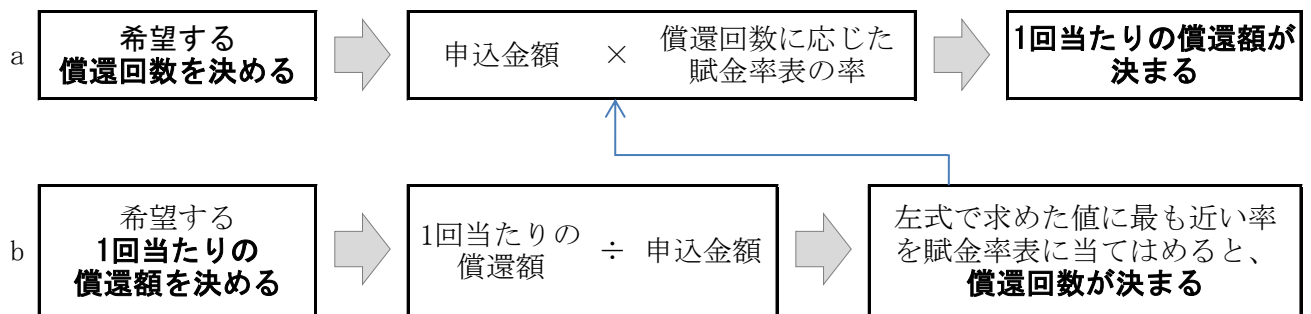
1回の償還額は、共済組合貸付金の他の種別のボーナス償還額を含めて、**給料月額**の6/10以内です。

ウ 償還年額の限度額

償還年額の限度額は、当共済組合への年間償還額（毎月償還の1回当たりの償還額の合計額に12を乗じて得た額とボーナス償還の1回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合計額）と他の金融機関等（教職員互助会を含む。）からの借入金に係る年間償還額（返済額）の合計が、**給料月額**の4.8倍以内です。

エ 1回当たりの償還額及び償還回数の設定

1回当たりの償還額及び償還回数は、次により設定してください。



- ・ ボーナス併用償還の場合は、申込金額を毎月償還に充てる額とボーナス償還に充てる額とに分けて、それぞれ計算してください。
- ・ ボーナス償還に係る賦金率は貸付月によって異なりますので、賦金率表の該当月の率を使用してください。
- ・ 賦金率表は、共済組合のホームページに掲載しています。

公立学校共済組合山口支部トップページ

一手続きナビー資金をかりる際の手続き > 1回当たりの償還額

(2) 繰上償還

ア 一部繰上償還

未償還元金の一部を繰り上げて償還する方法です。

(ア) 毎月償還のみの場合

一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

(イ) ボーナス併用償還の場合

一部繰上償還できる金額は20万円以上で、その1/2以上（ボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還に充てることが必要です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。ただし、ボーナス償還に係る償還回数は、一部繰上償還後の毎月償還の期間の範囲内とします。

イ 全額繰上償還

未償還元金の全部を繰り上げて償還する方法です。

ウ 申出手続き

提出書類	「一部繰上償還申出書」（様式集P60） 「全額繰上償還申出書」（様式集P61）
申出締切日	繰上償還する月の前月20日
払込方法	共済組合が送付する振込用紙により、金融機関で払い込む。

※ 繰上償還ができる月は限られていますので、「貸付年間計画表」により確認してください。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

ア 組合員の資格を喪失したとき

（退職手当が支給される場合は、原則として、退職手当から源泉控除されます。）

イ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

ウ 住宅貸付又は住宅災害貸付の不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき

エ その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき

(4) 償還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申し出により償還を猶予することができます。

猶予された償還金は、猶予期間終了後に一括（又は二括）若しくは定期償還と合わせて償還することになります。

事 由	猶予期間	申出手続
住宅又は住宅の敷地が非常災害により損害を受けたとき（ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。）	申出日の属する月の翌月から12か月の範囲内で希望する期間	○ 提出書類 「償還猶予申出書」 （様式集P62） ○ 申出締切日 猶予を開始したい月の前月25日
育児休業の承認を受けたとき	育児休業期間の範囲内で希望する期間	
引き続き1か月以上の介護休業（時間取得を除く。）の承認を受けたとき	介護休業期間の範囲内で希望する期間	
長期療養のため休職し、給料の全部が支給されないとき	無給休職期間の範囲内で希望する期間（ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）	
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業期間の範囲内で希望する期間（ただし、3年を限度とする。）	

3 完了報告書について

住宅貸付、住宅災害貸付又は介護構造部分に係る貸付の対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書を提出してください。

申込事由	必 要 書 類
住宅の新築	建物登記事項証明書（原本） （登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。）
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）
マンションの購入	建物登記事項証明書（原本）
住宅の増築・改築	建物登記事項証明書（原本） （登記しない場合は工事引渡書の写し）
住宅の修理	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書（原本）
他共済への返済	他共済への払込領収書の写し

※上記表のほかに必要とする書類を求めることがあります。

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために、住宅貸付又は住宅災害貸付を受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は、当該住宅の登記事項証明書の原本等を提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、共済組合が借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

共済組合が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

なお、平成19年4月1日以降の新規貸付（借換えを含む。）から保険料の一部が借受人負担となっています。（P55「(3) 貸付利率等」を参照）

(2) 団信制度

団信制度とは「団体信用生命保険（だんしん）」と「債務返済支援保険」をあわせた制度です。

ア 団体信用生命保険（だんしん）

「だんしん」は、借受人が償還期間中に死亡又は高度障害となった場合、残存債務の一切の支払いを生命保険会社に求め、借受人又は相続人の債務を消滅させることにより組合の債権の保全と組合員又は相続人の利便を図るものです。

加入は任意で、加入できる貸付けは、住宅貸付、住宅災害貸付、介護構造部分に係る貸付及び教育貸付です。

保険料は、貸付残金10万円につき月額16円で、年1回、1年分が借受人の指定口座から自動引落としされます。

イ 債務返済支援保険

「債務返済支援保険」とは、「だんしん」の適用を受けている借受人が、償還途中で病気や傷害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、最長3年間、生命保険会社が償還金相当額を毎月当該借受人に支払う保険です。

保険料は、平均返済月額 1万円あたり97円（※）で、年1回、1年分が「だんしん」の保険料と合算して借受人の指定口座から自動引落としされます。

※毎年、3月時点の適用者の年齢構成、適用者数の規模、保険金の支払実績等を基礎として、保険料率の見直しが行われます。

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築等した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。共済組合の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

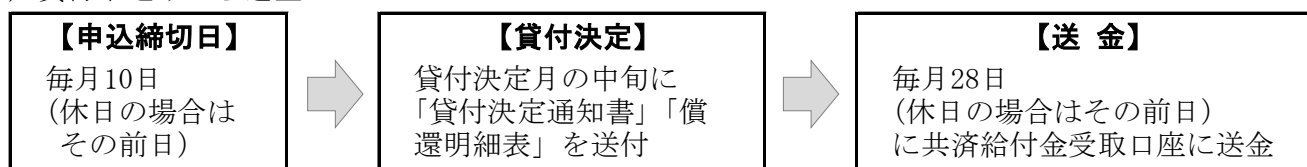
この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属所を通じて送付しています。（毎年10月末に発送していますので、所属所あて通知書を御覧ください。）

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

《 互 助 会 》

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- ・提出書類については、P64、P66を御覧ください。
- ・申込締切日は、月によって変わることがありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- ・臨時的任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員の方は、貸付事業の対象となりません。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸 付 事 由	貸付限度額	償還回数	利率 (年利)
一般	会員が臨時に資金を必要とするとき ※住宅資金及び借入金返済のための借入れは不可	200万円	72回以内	0.9%
自動車	会員が自動車を購入、修理等にかかる資金を必要とするとき	300万円 ※ 注文書等の金額の範囲内	72回以内	
結婚	会員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
子育て支援	会員が子育て（中学校を卒業するまで）のために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9% 又は 0.5%
教育	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
災害	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.5%
医療	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
介護	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の介護を行うため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
住宅	会員が自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするために資金を必要とするとき	5年後に退職した場合の退職金（※） + 200万円 （限度額800万円）	240回以内	

※ 5年後に退職した場合の退職金（給料月額×退職手当支給率（勤務年数＋5年））

退職手当支給率 …… 「退職手当支給率一覧表」（P68）の自己都合の率参照

（注1）既に当該貸付金の最高限度額を借り受けている者の償還済回数が24回に満たない場合は、借替ができません。（P61「（6）借替」参照）

（注2）共済組合と同時提出の場合や夫婦での同時提出の場合も添付書類は省略できません。

(3) 貸付利率

- ・貸付利率は、下表のとおり預託金利率（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により、財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの。以下同じ。）により定めます。

(年利)

財政融資資金利率 貸付種別	5.25% 超	4.75% ～ 5.25%	4.25% ～ 4.75%	3.75% ～ 4.25%	3.25% ～ 3.75%	2.75% ～ 3.25%	2.25% ～ 2.75%	2.25% 以下
一般、自動車、結婚、子育て支援、教育、医療、介護、住宅	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%
子育て支援（3人以上）、災害	3.9%	3.6%	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	1.9%	1.6%

※ 租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合（以下「特例基準割合」という。）が年2.0%未満のときは、附則別表に掲げる特例基準割合に応じた利率とします。

令和7年度は年0.9%ランクの利率を適用します。

（附則別表）

特例基準割合	一般・自動車・結婚・子育て支援（申込時において子育て中の子が2人以内）・教育・医療・介護・住宅貸付け	子育て支援（申込時において子育て中の子が3人以上）・災害貸付け
年 1.9%	年 1.9%	年 1.5%
年 1.8%	年 1.8%	年 1.4%
年 1.7%	年 1.7%	年 1.3%
年 1.6%	年 1.6%	年 1.2%
年 1.5%	年 1.5%	年 1.1%
年 1.4%	年 1.4%	年 1.0%
年 1.3%	年 1.3%	年 0.9%
年 1.2%	年 1.2%	年 0.8%
年 1.1%	年 1.1%	年 0.7%
年 1.0%	年 1.0%	年 0.6%
年 0.9%	年 0.9%	年 0.5%

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付けを行うことができません。

ア 会員の資格を取得した日から6月未満の者

（ただし、他の都道府県の教職員互助団体又は山口県職員互助会から引き続き互助会の会員となったときは、その会員期間は互助会の会員期間に通算する。）

イ 現に給与の差押えを受けている者

ウ 停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

エ 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していない者

オ 民事再生手続きの申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき

カ 貸付保険事故者（ただし、保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

キ 貸付けを受ける目的で虚偽の理由を用いた者

ク 債務不履行の要因となる著しい信用失墜行為がある等、理事長が償還の確実性がないと認める者

ケ 未成年者である会員が法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき

(5) 貸付金額

各種別とも10万円から貸付限度額の範囲内（10万円単位）

(6) 借替

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借替」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて貸付金額を決定します。なお、「新たな貸付金の額」の算出するに当たり、その算出した額が貸付限度額を超えるときは、その貸付限度額をもって「新たな貸付金の額」とします。

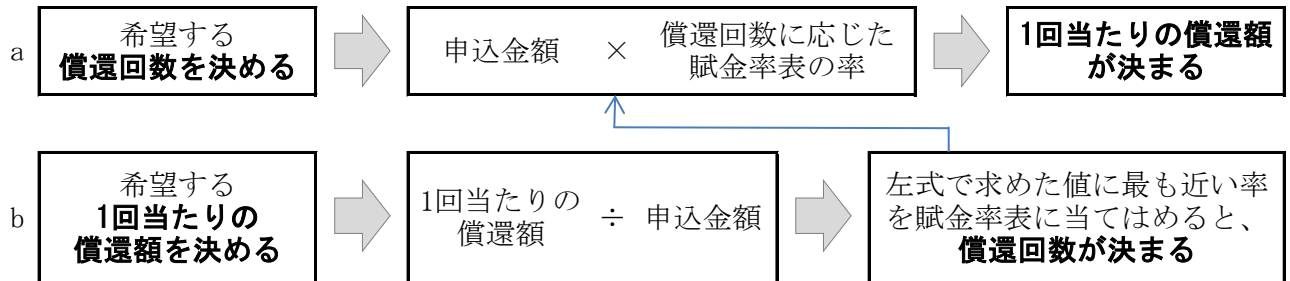
借替によって消滅した旧貸付金は、全額繰上償還とみなします。

2 償還について

- (1) 定期償還…………… 毎月元利均等額で毎月の給与支給日に源泉控除する方法
- (2) 繰上償還
- ① 一部繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法
- ② 全額繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の全部を繰り上げて償還する方法
- (3) 即時償還 …………… 借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない方法

(1) 定期償還（1回あたりの償還額の合計が給料月額額の3/10以内）

償還回数及び毎月償還額は借受者の希望により設定できますので、次により設定してください。
賦金率表はホームページ現職者のページ又は互助会関係例規集をご覧ください。



※ 償還額は、ホームページ貸付事業償還シミュレーション（エクセル版）で確認できます。

(2) 繰上償還

ア 一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

イ 申出手続

提出書類	「一部繰上償還申出書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業）） 「全額繰上償還申出書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））
申出締切日	繰上償還を希望する前月末日（休日の場合はその前日）（必着）
払込方法	互助会指定口座に払い込む。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

ア 会員の資格を喪失したとき

イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき

ウ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

エ 住宅貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき

オ 申込理由が借金返済に関与するとき

カ その他貸付規程に違反したとき

※ 借受人が会員の資格を喪失したときは、給付金から未償還元利金相当額を控除します。
また、退職手当からの控除を希望する場合は、「互助会償還金控除承諾書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））を提出してください。

(4) 償還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申出により償還が猶予できます。ただし、住宅等が非常災害により損害を受けたときを除き、新規貸付後は数か月の償還が必要。

※ 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

事 由	猶予期間	提出書類
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業の期間の範囲内で希望する期間	○ 「償還猶予申出書」 ホームページ現職者のページ（貸付事業） ○ 添付書類 ・ ①③④…承認辞令（写） ・ ②…休暇簿（介護休暇用）（写） ・ ⑤…休職期間の分かるもの ・ ⑥…被災状況証明書（別紙様式第6号）又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（写）
②介護休暇の承認を受けたとき	介護休暇の期間の範囲内で希望する期間	
③大学院修学休業の承認を受けたもの	大学院修学休業の期間の範囲内で希望する期間	
④配偶者同行休業の承認を受けたもの	配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間	
⑤疾病により無給休職のもの	疾病による無給休職の期間の範囲内で希望する期間	
⑥住宅等が非常災害により損害を受けたとき	申出日の属する月の翌月又は償還開始から12月の範囲内で希望する期間	

3 完了報告書について

住宅貸付の貸付けの対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書（貸付決定時送付、またはホームページ現職者のページ（貸付事業））を提出してください。

申込事由	必 要 書 類
住宅の新築	建物登記事項証明書（原本） （登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。）
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）
マンションの購入	建物登記事項証明書（原本）
住宅の増築、改築	建物登記事項証明書（原本） （登記しない場合は工事引渡書の写し、又は工事費領収書の写し）
住宅の修理、住宅借入、敷地補修、敷地借入	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書（原本）

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために、住宅貸付けを受けた借受人は、貸付日から 5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に 5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は「建築報告書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））に当該住宅の建物登記事項証明書（原本）を添付して提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、互助会が借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

互助会が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

保険料は互助会の負担です。

(2) 団体信用生命保険制度

この保険は、借受人が死亡又は所定の高度障害状態となった場合に、未償還金が保険金で支払われる制度です。

ア 対象者 新しく借りられる方のうち希望者

イ 貸付金種別 全ての貸付金

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築等した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。互助会の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属を通じて送付しています。（毎年10月末に発送していますので、所属あて通知書を御覧ください。）

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

【提出書類】

提出書類	貸付種別	共済組合									互助会										
		一般・特別	教育	災害	医療	結婚	葬祭	住宅	高額医療	出産	様式集	一般	自動車	結婚	子育て支援	教育	災害	医療	介護	住宅	様式
申込書		○	○	○	○	○	○		○	○	P55	○	○	○	○	○	○	○	○		
借用証書		○	○	○	○	○	○		○	○	P57	○	○	○	○	○	○	○	○		
個人情報の取扱いに関する同意書		○	○	○	○	○	○		○	○	P58	○	○	○	○	○	○	○	○		
借入状況等申告書（共済組合のみ）		○	○	○	○	○	○		-	-	P59	-	-	-	-	-	-	-	-		
購入の場合は注文書等の写し、 修理等の場合は費用見積書の写し		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
合格証明書の写し又は入学証明書 若しくは在学証明書		-		-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
必要額が分かる次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注） （一般・特別貸付は送金額が100万円 以上の場合のみ必要）		○	○ （詳細は次頁）	-	-	○	○ （⑤は不可）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
留学証明書（留学の場合）		-	-	-	-	-	-	別	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	別	
婚姻前 6月	挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書	-	-	-	-	○	-	表	-	-	P69	-	-	-	-	-	-	-	-	表	
婚姻後 6月	戸籍謄本又は抄本	-	-	-	-	○	-	の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	の	
婚姻前 3月	挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書 又は結婚証明書	-	-	-	-	-	-	と	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	と	
婚姻後 1月	戸籍謄本又は抄本	-	-	-	-	-	-	お	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	お	
市区町村、警察署、消防署等の り災証明書		-	-	○	-	-	-	り	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	り	
医師又は歯科医師の診断書の写し		-	-	-	○	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
保険医療機関等が発行する請求書 又は領収書の写し		-	-	-	-	-	-		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
住民票（写し可）（対象となる子との 続柄が確認できるもの）		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
介護（要支援1以上）の事実が確認で きる書類及び会員との続柄が確認で きる書類		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
葬祭対象者の死亡の事実及び 組合員との続柄が確認できる書類 ・葬祭等を事由に申し込む場合 葬祭等を行うことを明らかにする 書類の写し ・墓地の取得等を事由に申し込む場合 購入費用及び購入日を確認できる 書類の写し		-	-	-	-	-	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
母子健康手帳の写し（表紙部分）		-	-	-	-	-	-		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
正常分娩の場合は、出産予定日まで 2月以内であることを証明する書類 （出産（分娩）予定日証明書等）		-	-	-	-	-	-		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
妊娠4月以上の異常分娩又は人工中絶 の場合は、妊娠4月以上であることを 証明する書類及び医療機関等が発行 する請求書又は領収書の写し		-	-	-	-	-	-		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

ホームページ現職者のページ（貸付事業）

（注） 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

【 教育貸付（共済組合）における「合格証明書の写し又は入学証明書若しくは在学証明書」】

貸付けの対象となる教育機関が公立の小中学校の場合、入学又は修学の事実を証明することのできる書類として、申立書（任意の様式）を提出してください。

なお、必要額が確認できる書類により、教育貸付けの対象者及びその者が入学又は修学する学校等を確認できる場合は、提出を省略することができます。

＊申立書の記載事項：生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日

【 教育貸付（共済組合）における「必要額が確認できる書類」】

区 分	必 要 書 類
教育機関に支払う費用	(1) 入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類 （納付書の写し、納付の通知書の写し等） (2) その他の諸経費等 次のいずれかの書類 ①納付書等の写し ②契約書の写し ③請書の写し ④請求書の写し ⑤領収書の写し ⑥見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※） ⑦納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
通学のための交通費	6 箇月定期券の写し
下宿代・アパート代	必要額が確認できる賃貸借契約書の写し（契約期間、家賃、共益費、寮費等が確認できる部分を含むもの）
民間金融機関等の教育ローンからの借換えのための費用	①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書 ②過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等
上記以外の費用	次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※）

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

【別表】住宅貸付に係る提出書類（共済組合・互助会）

提出書類	申込事由	建設等					購入等			借入		様式	
		新築	増改築	移築	修理	土地の補修	土地	家屋	土地付家屋 〔マンション含む〕	土地	建物	共済組合	互助会
申込書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P56	ホームページ現職者のページ（貸付事業）参照
借用証書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P57	
個人情報の取扱いに関する同意書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P58	
借入状況等申告書（共済組合のみ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P59	
工事請負契約書の写し 〔 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可 〕		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
互助会：工事請負契約書に代わり見積書の写しで可		-	○	○	○	○	-	-	-	-	-		
不動産売買契約書の写し		-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
土地登記事項証明書		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-		
農地転用許可書の写し 〔 土地の地目が田・畑になっている場合 〕		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
建物登記事項証明書		-	○	○	○	-	-	○	○ 工事中の場合は不要	-	-		
工事承諾書 〔 土地・建物の名義が申込人以外の場合 〕		○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	P64	
確認済証の写し 〔 確認不要地の場合は、工事届書の写し又は建築確認不要証明書 〕		○	○	○	-	-	-	-	○ 工事中の場合に必要	-	-	-	
平面図 〔 増改築・修理の場合、工事部分だけではなく全体の平面図 〕		○	○	○	○	○ 土地	-	○	○	-	○	-	
誓約書		-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	P65	
り災証明書 〔 非常災害による申込の場合 〕		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
賃貸借契約書の写し		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		

上記のほかに以下の書類を提出してください。

- 住宅災害貸付
 - ・り災証明書
- 介護構造部分に係る貸付
 - ・在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式集P66）
 - ・該当個所のわかる住宅の平面図等（※）
 - ・該当個所に係る工事費用見積書又はそれに相当する書類（※）

※ 住宅貸付の添付書類で確認できる場合は省略できます。

また、新築又は購入する住宅が住宅金融公庫のバリアフリータイプに適合しているとき又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類（設計審査に関する通知書等）をもって代えることができます。

- その他、実情に応じて支部長が必要と認めた書類が必要です。